

## インフラ整備（道路、港湾、空港等）を通じた論点（案）

### I 現状と課題 【資料 2 - 2、参考②～④参照】

#### ○ ガバナンスについて

- 道路は、高速自動車道、国道、都道府県道、市町村道の別に、管理者が国・都道府県・市町村に分かれているが、それぞれが接続し、道路交通網を形成していることから、可能な限り一体的に整備、管理していくことが、効率的かつ効果的である。

しかしながら、高速自動車道は、都道府県（政令市）が整備費用の一部を負担する新直轄方式はあるものの、有料道路方式により道路の資産保有と建設費用等の債務の引き受けは独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行い、その建設や管理は各高速道路会社が行う上下分離方式のスキームで整備が進められている。

- 大規模災害等緊急時の対応のため、高速自動車道が未整備である周辺地域を中心に、引き続き国の関与を求める声がある。

- 港湾は、国際戦略港湾(5 港)、国際拠点港湾(18 港)、重要港湾(103 港)、地方港湾(809 港)に分かれ、港務局や一部事務組合による管理が一部で見られるものの、その殆どは都道府県又は市町村が管理している。

経済のグローバル化を踏まえた港湾の国際競争力の強化等を図る観点から、現在のような管理主体は適切かどうか問われている。

- 空港は、国際航空輸送網又は国内航空輸送網の拠点となる拠点空港以外にも国際線が就航している空港があり、計 31 港に及んでいる。

空港の国際競争力の強化と、地方空港及びその管理主体のあり方が問われている。

#### ○ 縦割り行政について

- 道路、港湾、空港、鉄軌道等のインフラ整備は、それぞれの地域における経済・観光振興、雇用創出、環境負荷などに大きなインパクトを与えること、また二重投資の弊害を避ける必要があることから、国レベルで調整が必要なものを除き、それぞれの圏域において総合的に判断して進めていくことが求められているのではないか。

- ・ 例えば、道路、港湾、空港、鉄軌道等の整備において、別々にプランニングするのではなく、重要港湾やハブ空港への到達時間の短縮や、企業立地の促進などの産業施策、あるいは圏域全体におけるCO<sub>2</sub>の排出量削減などの環境施策を含めた総合的な政策目標を見すえたプランニングが必要ではないか。

## Ⅱ 論点

【資料2－3参照】

### 1 国と地方の役割分担

#### ○ 引き続き国が担うべき役割とは何か。

- ・ 国は、全国的な交通ネットワークの骨格部分（国際コンテナ港湾、ハブ空港、新幹線、高速自動車国道など）のプランニングのみを行い、道州のプランニングや基礎自治体の整備計画との整合性を担保すればよいのではないか。
- ・ 貿易立国として港湾や空港の国際競争力の強化は必要であり、極めて重要な港湾や空港の整備・管理は、国が直轄で行うこととするのか。
- ・ 圏域単位での交通ネットワークは、道州が総合的な観点からプランニングを行い、その整備や管理についても責任を担うべきではないか。
- ・ 例えば、一般国道は直轄国道も含め都道府県道と一体で、道州が圏域の主要ネットワークとして管理することが、効率的かつ効果的ではないか。
- ・ 離島の港湾や空港の整備等には国の支援が必要か。

#### ○ 道州と基礎自治体の役割分担や関係をどうするのか。

- ・ 基礎自治体は、道州が整備する圏域内の交通ネットワークに接続する道路などを整備する責任を担うのではないか。
- ・ 例えば、市町村道の一部は、一般国道、都道府県道と一体で管理することが効率的ではあるが、地域住民の生活道路である市町村道については、住民により身近な基礎自治体で管理した方がよいのではないか。
- ・ 現在の府県が管理する補助国道や府県道の管理まで市町村に移譲することは、専門性を持った要員の確保などの観点から合理的と言えるか。
- ・ 道路として一般に利用されている農道や林道の管理はどうするのか。
- ・ 道州は、圏域における合理的な交通ネットワークを整備するために個々の事業の優先度を決定していくことになるが、市町村の意思を反映する仕組みが要るのではないか。
- ・ 国道や府県道を道州が一体的に管理することとなれば、道州に公共事業が集中することとなり、工事発注の適正化を担保する仕組み等が要るのではないか。

## 2 税財源・財源調整のあり方

- インフラ整備において望ましい財源負担のあり方とはどのようなものか。
  - ・ 道路や鉄軌道は、末端を含めた広域的なネットワーク全体が整備され、維持されるべきとの観点から、特定の沿線住民（市町村）に負担を求めるのではなく、圏域（全国）単位でのプール制で広く負担すべきではないか。
  - ・ 空港や港湾などは施設の利用者など直接的な受益者が特定しやすいので、主にこうした受益者に負担を求めるべきではないか。
  - ・ 自動車交通の外部不経済（公害、交通事故、公共交通の利用者減など）に着目し、車体、燃料への課税などを財源とすべきか。その際、道州間での税率引き下げ競争を避けるために、税率は全国一律とすべきか。
  - ・ インフラ整備については、多額のコストを要する新築・改築と、維持管理のためのコストとは、その負担のあり方や財源を分けてもよいのではないか。
  - ・ 災害復旧のためのコストは、道州に税源移譲がなされた後も、引き続き国が支援すべきか、道州で負担すべきか。



インフラ整備（道路、港湾、空港）の現状  
Ⅰ 道路

資料2－2

1 道路の種類

- (1)道路法（第2条、第3条）上の道路
- ①高速自動車国道、②一般国道、③都道府県道、④市町村道

(2)農道（土地改良法等）

(3)林道（森林法等）

(4)私道
- 農村地域における農業用道路、森林の整備・保全を目的とした林道も道路として利用されている。

2 道路管理者と費用負担

|            |          |                    | 延長                                               | 道路の定義                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 道路管理者                                                                                      | 費用負担           | 国の負担・補助の割合                                              |                                                |
|------------|----------|--------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
|            |          |                    |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                            |                | 新設・改築                                                   | 維持・修繕                                          |
| (1)道路法上の道路 | ①高速自動車国道 | 有料道路方式             | 7,641km (0.6%)                                   | 自動車の高速交通の用に供する道路で、全国的な自動車交通網の枢要部分を構成し、かつ、政治・経済・文化上特に重要な地域を連絡するものその他国の利害に特に重大な関係を有する道路(高速自動車国道法第4条)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 国<br>(高速自動車国道法第6条)                                                                         | 高速道路会社         | 会社の借入金で新設・改築・修繕等を行い、料金収入で上記に係る債務及び管理費を賄う(道路整備特別措置法第3条等) |                                                |
|            |          | 新直轄方式              |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                            | 国<br>都道府県(政令市) | 3／4負担<br>(高速自動車国道法第20条①)                                | 10/10負担<br>(高速自動車国道法第20条①)                     |
|            | ②一般国道    | 直轄国道(指定区間)         | 22,787km(1.9%)                                   | 高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、政令でその路線を指定したものをいう。(道路法第5条)<br>①国土を縦断し、横断し、又は循環して、都道府県庁所在地(北海道の支庁所在地を含む。)その他政治上、経済上又は文化上特に重要な都市を連絡する道路<br>②重要都市又は人口10万以上の市と高速自動車国道又は前号に規定する国道とを連絡する道路<br>③二以上の市を連絡して高速自動車国道又は第一号に規定する国道に達する道路<br>④港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾若しくは国際拠点港湾若しくは同法 附則第2項 に規定する港湾、重要な飛行場又は国際観光上重要な地と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道路<br>⑤国土の総合的な開発又は利用上特別の建設又は整備を必要とする都市と高速自動車国道又は第1号に規定する国道とを連絡する道                                                                                                                                               | ＜新築又は改築＞<br>国<br>(道路法第12条)<br><br>＜維持、修繕、その他の管理＞<br>指定区間： 国<br>そ の 他：都府県(政令市)<br>(道路法第13条) | 国<br>都道府県(政令市) | 2／3負担<br>(道路法第50条①)                                     | 10/10負担<br>(道路法第49条)                           |
|            |          | 補助国道(指定区間外)        | 31,949km(2.6%)                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                            | 国<br>都府県(政令市)  | 1／2負担<br>(道路法第50条①)                                     | 維持： －<br>(道路法第49条)<br>修繕：1／2以内 補助<br>(道路法第56条) |
|            | ③都道府県道   |                    | 129,393km(10.7%)                                 | 地方的な幹線道路網を構成し、かつ、次の各号のいずれかに該当する道路で、都道府県知事が当該都道府県の区域内に存する部分につき、その路線を認定したものをいう。(道路法第7条)<br>①市又は人口5千以上の町(以下これらを「主要地」という。)とこれらと密接な関係にある主要地、港湾法第2条第2項に規定する国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾若しくは地方港湾、漁港漁場整備法第5条 に規定する第二種漁港若しくは第三種漁港若しくは飛行場(以下これらを「主要港」という。)、鉄道若しくは軌道の主要な停車場若しくは停留場(以下これらを「主要停車場」という。)又は主要な観光地とを連絡する道路<br>②主要港とこれと密接な関係にある主要停車場又は主要な観光地とを連絡する道路<br>③主要停車場とこれと密接な関係にある主要な観光地とを連絡する道路<br>④二以上の市町村を経由する幹線で、これらの市町村とその沿線地方に密接な関係がある主要地、主要港又は主要停車場とを連絡する道路<br>⑤主要地、主要港、主要停車場又は主要な観光地とこれらと密接な関係にある高速自動車国道、国道又は前各号のいずれかに該当する都道府県道とを連絡する道路<br>⑥前各号に掲げるもののほか、地方開発のため特に必要な道路 | 都道府県(政令市)<br>(道路法第15条)                                                                     | 都道府県(政令市)      | 1／2以内 補助<br>(道路法第56条)                                   | 維持： －<br>(道路法第49条)<br>修繕：1／2補助<br>(修繕法第1条①)    |
|            | ④市町村道    |                    | 1,012,088km (84.1%)                              | 市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。(道路法第8条)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 市町村<br>(道路法第16条)                                                                           | 市町村            | 1／2以内 補助<br>(道路法第56条)                                   | 維持： －<br>(道路法第49条)<br>修繕：1／2補助<br>(修繕法第1条①)    |
| 計          |          | 1,203,858km (100%) |                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                            |                |                                                         |                                                |
| (2)農道      |          |                    | 180,792km<br>うち舗装済延長距離<br>60,866km<br>(舗装率33.7%) | 幅員1.8～4.0m 106,492km<br>幅員4.0m以上 74,301km                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 都道府県 359km<br>市町村 122,353km<br>土地改良区等 58,080km                                             | 同左             | 一定要件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り                               |                                                |
| (3)林道      |          |                    | 88,478km<br>うち舗装済延長距離<br>36,411km<br>(舗装率41.29%) | 幅員1.8～4.0m 33,820km<br>幅員4.0m以上 54,658km                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 都道府県 6,992km<br>市町村 78,238km<br>森林組合等 3,248km                                              | 同左             | 一定要件により開設、改良等の一部に国庫補助制度有り                               |                                                |

※ 道路法上の道路管理等は国土交通省 道路局 HPより、道路調査延長は「道路統計年報2008」により、農道・林道の延長等は平成17年農道・林道の整備状況調査による。

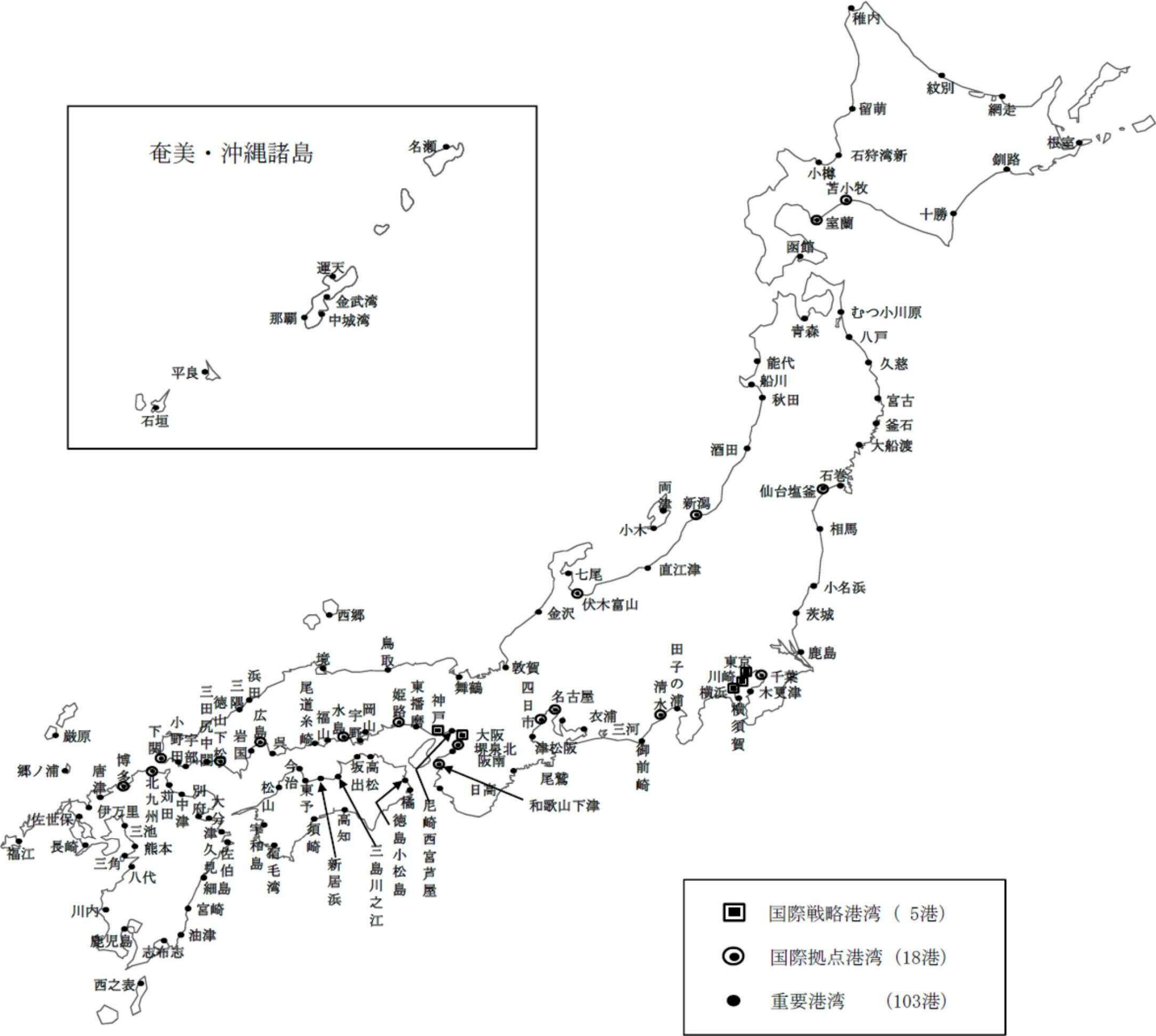


Ⅱ 港湾

国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾 位置図

| 区分     | 定義(港湾法第2条②)                                                                                          | 総数  | 港湾管理者 |     |     |        |
|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|-------|-----|-----|--------|
|        |                                                                                                      |     | 都道府県  | 市町村 | 港務局 | 一部事務組合 |
| 国際戦略港湾 | 長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾 | 5   | 1     | 4   | 0   | 0      |
| 国際拠点港湾 | 国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾                                                                    | 18  | 11    | 4   | 0   | 3      |
| 重要港湾   | 国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾                                            | 103 | 83    | 16  | 1   | 3      |
| 地方港湾   | 国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾                                                                             | 809 | 505   | 304 | 0   | 0      |
| 計      |                                                                                                      | 935 | 600   | 328 | 1   | 6      |

(平成24年4月1日現在)







| 種 別               | 供 用 | 滑 走 路 長<br>2,000 m 以上 | 未 供 用 |
|-------------------|-----|-----------------------|-------|
| A 拠 点 空 港         | 28  | 28                    | 0     |
| ① 会 社 管 理 空 港     | 4   | 4                     | 0     |
| ② 国 管 理 空 港       | 19  | 19                    | 0     |
| ③ 特 定 地 方 管 理 空 港 | 5   | 5                     | 0     |
| B 地 方 管 理 空 港     | 54  | 29                    | 0     |
| C そ の 他 の 空 港     | 8   | 1                     | 0     |
| D 共 用 空 港         | 8   | 7                     | 0     |
| 合 計               | 98  | 65                    | 0     |

A 「拠点空港」とは、次の①～③に掲げる空港をいう。（空港法（昭和31年法律第80号。以下「法」という。）第4条第1項）

① 「会社管理空港」とは、会社が設置し、及び管理する空港をいう。

② 「国管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。

③ 「特定地方管理空港」とは、国が設置し、及び管理する空港をいう。

B 「地方管理空港」とは、地方公共団体が設置し、及び管理する空港をいう。（法第5条第1項）

C 「その他の空港」とは、空港（法第2条）のうち、「拠点空港」、「地方管理空港」及び「公共用ヘリポート」を除く空港をいう。

D 「公共用空港」とは、自衛隊等が設置し、及び管理する飛行場をいう。（法附則第2条第1項）

（注）

\*1 礼文空港は、平成21年4月9日から平成27年3月31日まで供用を休止。

・公共用ヘリポートは除く。

・図中の○印は供用中の会社管理空港、国管理空港及び公共用空港を示す。

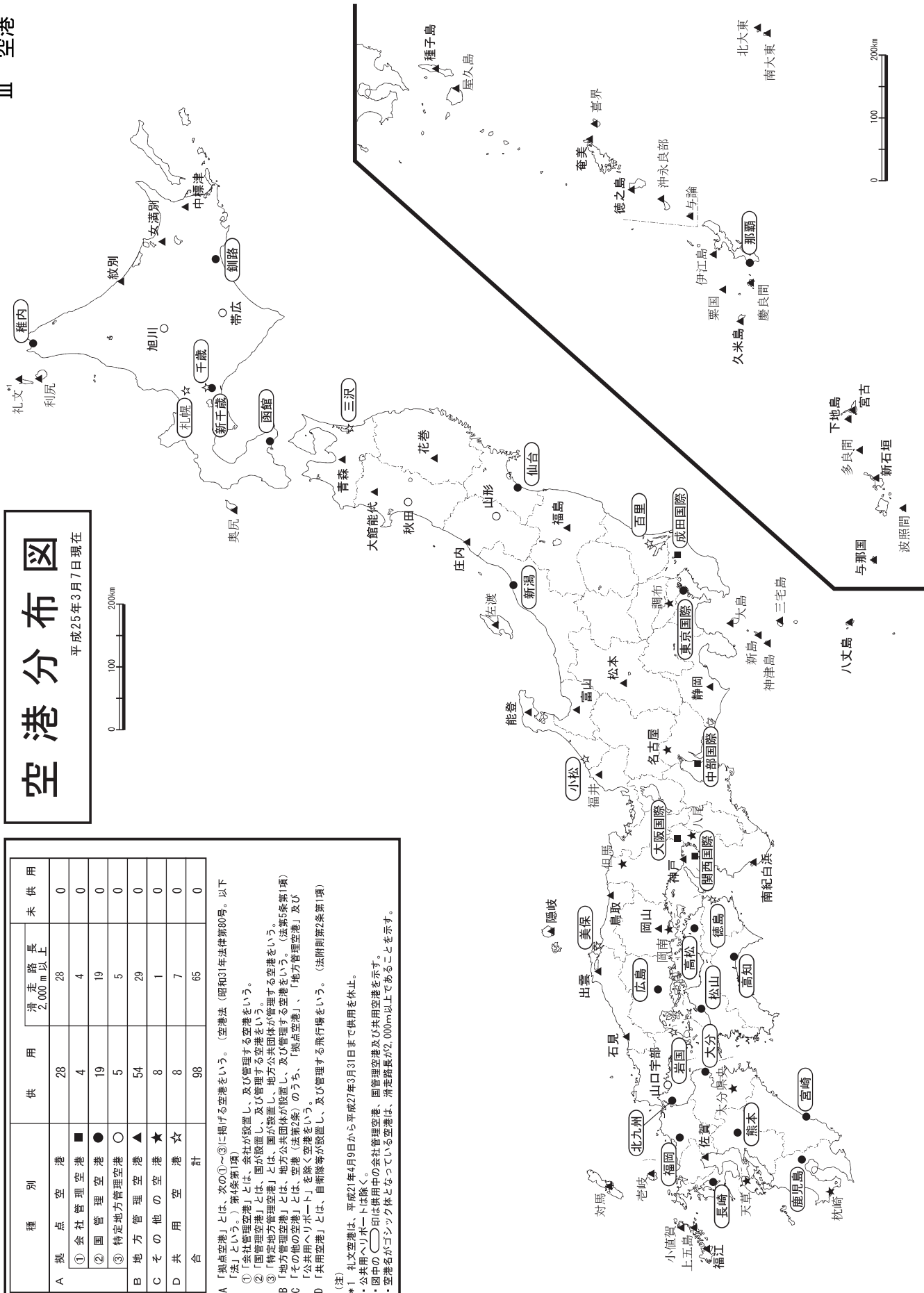
・空港名がゴシック体となっている空港は、滑走路長が2,000m以上であることを示す。

## 空港分布図

平成25年3月7日現在



## III 空港





## 道州制でのインフラ整備のあり方（イメージ）

## 1. 道路管理のあり方

（現 状）

|      | 高速<br>道路会社 | 都市<br>道路公社 | 地方整備局<br>国道事務所 | 都道府県(政令市)<br>土木事務所 | 市町村   |            |            |
|------|------------|------------|----------------|--------------------|-------|------------|------------|
| 管理道路 | 高速<br>自動車道 | 都市<br>高速道路 | 一般国道<br>(指定区間) | 一般国道<br>(指定区間外)    | 都道府県道 | 幹線<br>市町村道 | 一般<br>市町村道 |



（想定①）道州は、一般国道（指定区間を含む）、都道府県道及び幹線市町村道を管理

|      | 高速<br>道路会社 | 都市<br>道路公社 | 道州(地方整備局、市町村の事務の一部を移譲) |                 |       |            | 市町村        |
|------|------------|------------|------------------------|-----------------|-------|------------|------------|
| 管理道路 | 高速<br>自動車道 | 都市<br>高速道路 | 一般国道<br>(指定区間)         | 一般国道<br>(指定区間外) | 都道府県道 | 幹線<br>市町村道 | 一般<br>市町村道 |

（想定②）道州は、都市道路公社管理の都市高速道路、一般国道（指定区間を含む）、都道府県道及び幹線市町村道を管理

|      | 高速<br>道路会社 |          | 道州（道路公社、地方整備局、市町村の事務の一部を移譲） |                |                 |       |            | 市町村        |
|------|------------|----------|-----------------------------|----------------|-----------------|-------|------------|------------|
| 管理道路 | 高速<br>自動車道 | 都市<br>高速 | 都市<br>高速道路                  | 一般国道<br>（指定区間） | 一般国道<br>（指定区間外） | 都道府県道 | 幹線<br>市町村道 | 一般<br>市町村道 |

（想定③）道州は、一般国道（指定区間を含む）、都道府県道を管理

|      | 高速<br>道路会社 | 都市<br>道路公社 | 道州(地方整備局の事務を移譲) |                 |       | 市町村        |            |
|------|------------|------------|-----------------|-----------------|-------|------------|------------|
| 管理道路 | 高速<br>自動車道 | 都市<br>高速道路 | 一般国道<br>(指定区間)  | 一般国道<br>(指定区間外) | 都道府県道 | 幹線<br>市町村道 | 一般<br>市町村道 |

（想定④）道州は、都市道路公社管理の都市高速道路、一般国道（指定区間）を管理  
基礎自治体は一般国道（指定区間外）、都道府県道、市町村道を管理（自民党基本法骨子案？）

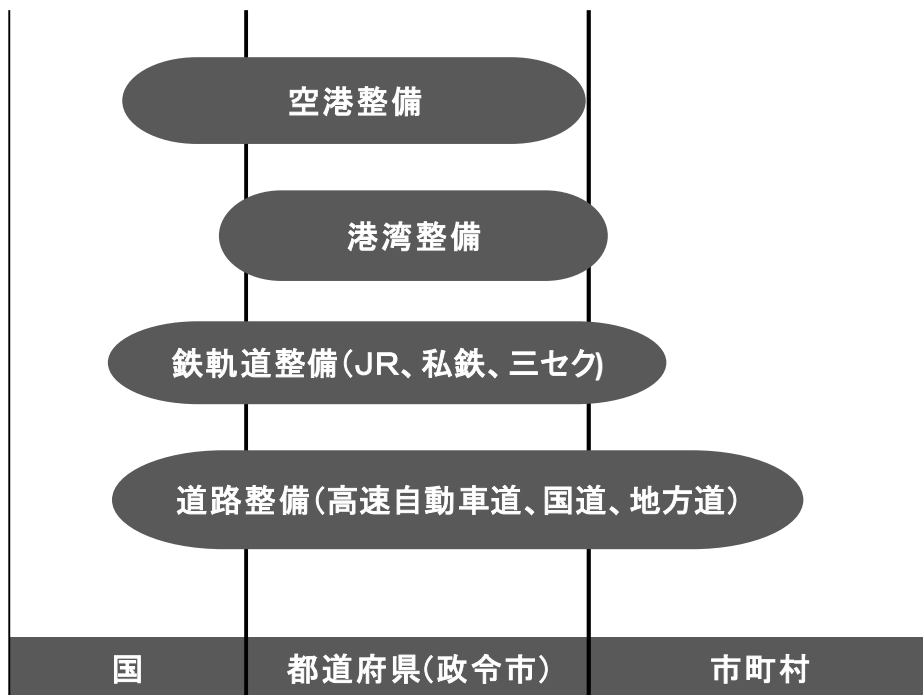
|      | 高速<br>道路会社 |          | 道州（道路公社、地方<br>整備局の事務を移譲） |                | 基礎自治体           |       |            |            |
|------|------------|----------|--------------------------|----------------|-----------------|-------|------------|------------|
| 管理道路 | 高速<br>自動車道 | 都市<br>高速 | 都市<br>高速道路               | 一般国道<br>（指定区間） | 一般国道<br>（指定区間外） | 都道府県道 | 幹線<br>市町村道 | 一般<br>市町村道 |

※ 政令市については、道州制での位置付けによって道州の担う事務の一部を行うことが考えられる。

## 2. インフラ整備のプランニングのあり方

### 現 状

道路、港湾、空港、鉄軌道などが、それぞれ個別の整備計画に基づき、別々にプランニングされている。



### 道州制でのイメージ

重要港湾やハブ空港への到達時間の短縮、企業立地の促進などの産業施策、圏域全体のCO<sub>2</sub>の排出量削減などの環境施策を含めた総合的な政策目標を見すえたプランニングを一体的に行う。

